

**平成30年度
佐賀市生活安全推進協議会**

議事資料

日時 平成31年2月21日（木）10:00～

場所 佐賀市役所庁舎2階 庁議室

目 次

	ページ
(1) 防犯カメラの設置について	1
(2) 犯罪被害者等支援について	3
(3) 交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーンについて	9
(4) 消費者トラブルの防止に向けて	14

3 これからの設置について

(1) 佐賀市における検討

昨今、各地で発生している痛ましい事件等を受けて、地域や関係機関から、佐賀市による防犯カメラの増設や、自治会等で設置する防犯カメラに係る佐賀市の補助制度に係る意見がある。
(佐賀市生活安全課の検討状況)

ア 他地方公共団体調査

平成30年8月に九州の県庁所在市、北部九州各市など72市に照会
内容：防犯カメラ等の設置状況や、設置する場合の補助制度
回答：52市

- ・全回答団体で、必要な部署における防犯カメラは設置済
- ・市や防犯協会における補助制度 21市（回答者のうち40%）
- ・補助未実施の団体が過半数超。
理由は概ね「厳しい財政事情から補助事業の実施は困難」

イ 検討

① 佐賀市による防犯カメラの設置においては、次の課題が存在

- ・プライバシーの侵害やデータ及び機器管理の問題
- ・警察署との情報交換などを通じ、犯罪発生場所、犯罪発生状況を分析
- ・自治会や商店街等、地域との役割分担

② 前述課題点を踏まえたうえで、厳しい財政状況の中、事業の優先度の判断が必要

(2) 幅広い設置主体の検討

民間のNPO法人等による、飲料水の自動販売機の売り上げで防犯カメラの設置・維持管理費用をまかなうという取組みも実施されており、県内でも基山町などで、NPO法人と協定を結び、取組みを開始されている。

この取組みは、市の財政負担はないが、市が設置する場合と同様、プライバシーやデータ及び危機管理の問題について、慎重な検討を要する。

4 将来的な課題

防犯カメラの有効性は理解しており、必要性について否定するものではない。

ただし、佐賀市が設置し、維持管理費用を負担していく場合に、かなりの予算が伴うため、公園の死角等、地域の要望によって個々の案件について対応する場合もあるかもしれないが、まずは調査・研究を行いたい。

また、地域が設置する場合には、費用の負担や特に個人情報管理の課題が大きいですが、設置についての相談があった際には、個人情報保護の観点等、情報提供の支援ができると考える。

経費支援については、まずは先進自治体の運用状況を調査・研究したい。

(2) 犯罪被害者等支援について

犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実等を、犯罪被害者等の視点に立って実施することによって、その権利や利益の保護の実現を目指す。

1 条例の制定

佐賀市において、犯罪被害支援を推進するため、警察や民間の支援団体、他、県をはじめとする関係各機関と連携を取りながら、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を送ることができるよう被害者の気持ちに寄り添った支援の実現を可能とする「佐賀市犯罪被害者等支援条例」を平成29年9月25日に制定し、平成29年10月1日から施行している。

2 条例施行後の対応

(1) 相談体制

・犯罪被害者が複数の窓口で何度も自ら受けた被害について伝えなければならないという心理的負担を軽減し、二次的被害を防止するため相談窓口を一元化し、総合相談窓口を生活安全課内に設置した。

【相談実績】平成29年度（平成29年10月1日～平成30年3月31日）：電話 1件
来所 1件
平成30年度（平成31年1月末現在）：電話 1件
来所 1件

ア 庁内対応

生活安全課で相談を受け付け、相談内容に応じて庁内関係部署に生活安全課職員が同行する「付き添い支援」を実施。

イ 庁外対応

相談内容が、市役所で行う業務以外であった場合は佐賀VOISSに連絡をし、佐賀VOISSを通じて、必要な関係機関との連携を図ることとしている。

ウ 佐賀県との連携

今年度から佐賀県くらしの安全安心課内に配置された犯罪被害者支援コーディネーターから相談対応についての助言指導を受けている。

(2) 見舞金の支給

犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金となる見舞金を支給する。

遺族見舞金 300,000円 傷害見舞金 100,000円

(金額は1ヶ月の生活費及び治療費で積算)

平成29年度、30年度ともに支給実績なし

(3) 日常生活の支援

犯罪被害者等が再び平穏な日常生活を営むことができるように、福祉サービスの提供その他必要な支援を行なう。

(4) 居住の安定

市営住宅の確保等に必要な情報提供等、必要な支援を行なう。

(目的外使用で入居させ、その後年4回の募集時に点数を加算し優先入居させる等)

(5) 雇用の安定

直接的な雇用の斡旋ではなく、雇用面で不利益を受けたり、雇用の打ち切りをされたりしないよう、事業者に対し、犯罪被害者等の状況や必要な支援について理解を深めてもらう。

(商業振興課が年2回発行している事業所向け広報誌「佐賀市労政だより」に支援を理解してもらうための記事の掲載等)

(6) 広報啓発

ア 市報、ホームページ等の活用

必要な情報を随時掲載

イ リーフレットの配布

関係部署の窓口設置、出前講座やイベントでの配布

ウ イベント等の実施

人権・同和対策・男女参画課や佐賀県、佐賀VOISSと協働し、講演会等の開催

(7) 庁内関係部署との連携や職員の資質向上

・「佐賀市犯罪被害者等支援庁内連絡会議」の設置

研修会の実施や派遣

・研修会の開催(平成30年度実績)

対象 構成部署の実務担当者(新任の担当者を含む)

講師 佐賀VOISS

参加 庁内12課(25名)

・研修会派遣(平成30年度実績)

・市町村職員を対象とした犯罪被害者等支援養成講座(佐賀県主催)

佐賀市参加 17名

(8) 民間の団体に対する支援

民間の犯罪被害者支援団体である佐賀VOISSに対して

ア 佐賀VOISSが警察等と行ったフォーラム「犯罪被害者支援フォーラム 2018」について

ホームページで広報

イ 佐賀VOISSが行った性暴力・性虐待被害をテーマとした映画の上映会についてホームページで広報

ウ 佐賀VOISSが行う「被害者支援サポーター養成講座」の受講についてホームページで広報

エ 佐賀VOISSで作成されたポスターやリーフレット、被害者支援相談電話カード等を市の窓口等へ設置

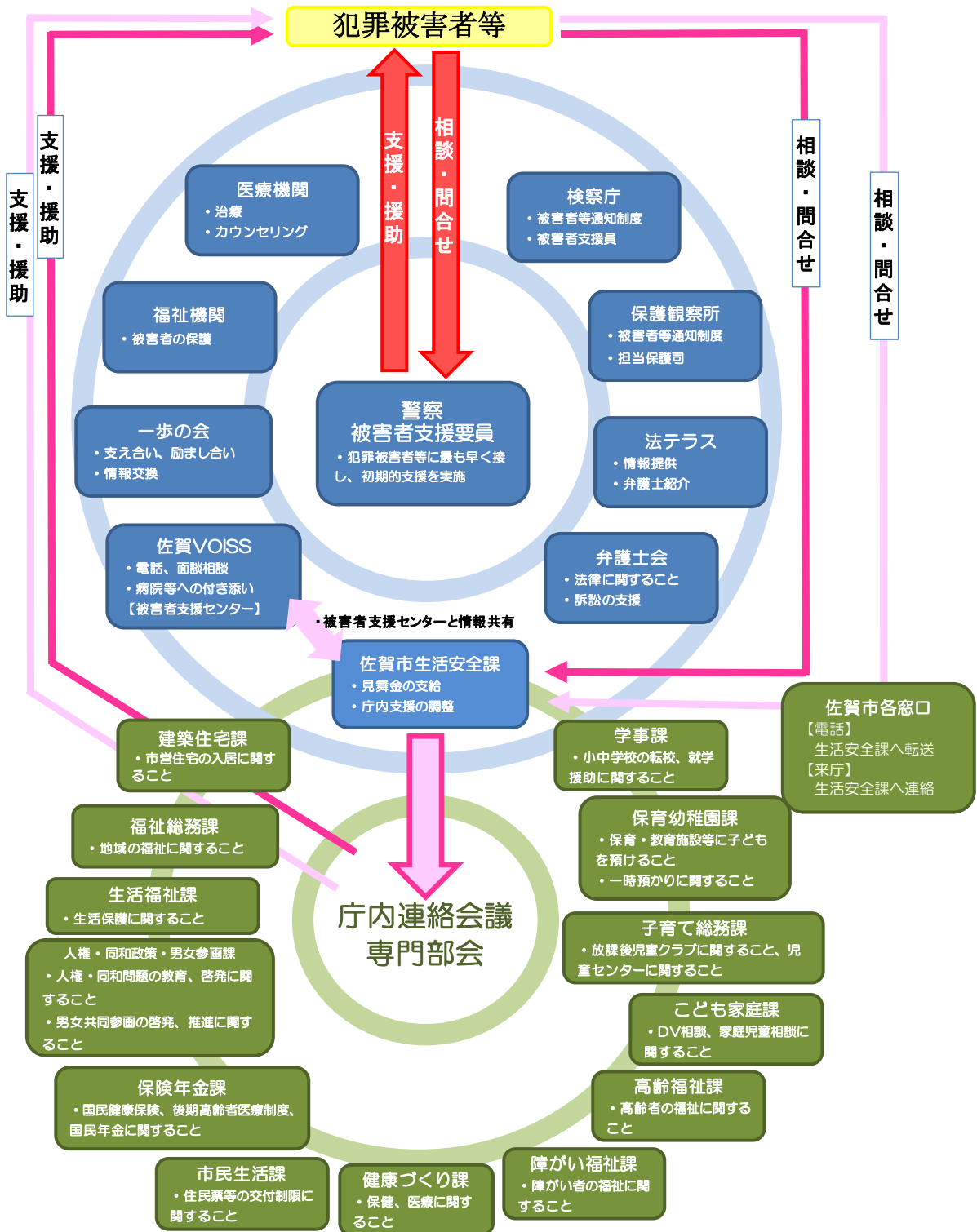
オ 佐賀VOISSと被害者自助グループ「一歩の会」と協働でのパネル展示を市役所ホールで実施

カ 佐賀VOISSの活動支援のための寄付型自動販売機の設置への協力
(市営住宅に4台設置済)

3 これからの方向性

条例施行後、見舞金の支給対象となるような事案はないが、各種相談の適切な対応のため、日頃から警察及び関係機関との情報共有など連携を図り、犯罪被害者等が受けられた被害から1日も早く回復、また軽減され、再び平穏な生活を営むことができるよう、支援体制の充実に努める。

(支援のイメージ)



○市内の犯罪発生状況

刑法犯認知件数（包括罪種別）の推移[平成26年～平成29年]（「佐賀の犯罪」参照）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
凶悪犯	7	9	9	5
粗暴犯	111	109	104	114
窃盗犯	1,880	1,528	1,354	1,221
知能犯	110	116	91	77
風俗犯	29	16	12	18
その他	289	309	281	226
合計	2,426	2,087	1,851	1,661

※凡例 凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）粗暴犯（暴行、傷害、脅迫、恐喝）、窃盗犯（侵入窃盗、非侵入窃盗、乗り物盗）、知能犯（詐欺、横領、偽造、汚職）、風俗犯（賭博、わいせつ）、その他（住居侵入、器物損壊等）

犯罪発生状況は、刑法犯認知件数で見ると平成29年は平成26年と比較した場合、約32%減少しています。

○「被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」の相談支援活動状況[平成29年度]

（佐賀VOISS活動実績資料参照）

区分	殺人 傷害致死	強盗・ 強盗致死傷	強姦・ 強制わいせつ	その他の 性犯罪	暴行 傷害	その他の 身体犯	交通関係	DV・ ストーカー	虐待	その他	計
電話相談	13	4	69	1	34	1	53	23	40	217	455
メール相談	0	0	0	0	0	0	1	0	24	20	45
面接相談	1	0	16	0	1	0	5	1	5	11	40
計	14	4	85	1	35	1	59	24	69	248	540
直接支援	裁判傍聴付添	0	0	2	0	0	3	0	0	0	5
	他機関付添	0	0	0	0	1	1	0	0	3	5
	病院付添	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	証明書代理手続き	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自助グループ支援	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6
	その他	0	0	1	0	0	0	3	0	0	4
計	0	0	3	0	1	0	13	0	0	3	20
合計	14	4	88	1	36	1	72	24	69	251	560

※ 「被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS（ボイス）」は、犯罪被害者等支援（相談・直接支援等）を行っている民間支援団体（認定特定非営利活動法人）で、佐賀県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けています。

(参考) 犯罪に係る国の施策

再犯防止対策

1 目的

国では、犯罪や非行をした人が社会に戻った後、再び罪を犯さないように指導・支援する取組「再犯防止対策」を進めています。罪を犯した人が、自らの罪を悔い改め、犯罪や非行を繰り返すことなく、再び社会を構成する一員となるよう指導・支援することは、皆様の安全・安心な暮らしにつながります。地方公共団体においても、その施策推進を求められている。

◆再犯の防止等の推進に関する法律◆

平成28年12月「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されました。安全で安心して暮らせる社会を実現するため、法律では、国及び地方公共団体の責務を明示するとともに、対策の基本的事項を掲げ、再犯防止対策を総合的かつ計画的に推進することが定められています。

(法律の概要)

◎ 基本理念

- ・犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- ・犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- ・犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である

【国の施策】

- ・再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等
- ・再犯防止推進の人的・物的基盤の整備
- ・社会における職業・住居の確保等
- ・再犯防止施策推進に関する重要事項

【地方公共団体の施策】

- ・国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

2 佐賀市の対応

国で定める推進計画には、多様な施策が掲げられているが、項目によっては、実際の取り組みについて、策定後2年間で関係省庁によって結論を出すとされているものがある。また、県の施策決定が不明なままでは、市単独で実施が不可能な施策もある。国や県の具体的な施策が決定したうえで、佐賀県や県内市町の動向を見据えて、内部の検討が必要なものの有無に係る検討を含めて、対応する。

(3) 交通事故 “脱ワーストレベル” キャンペーンについて

1 現状

平成28年まで佐賀県が人口10万人当たりの人身交通事故発生件数5年連続全国ワースト1であったことや、平成28年中は県内の約35%の事故が佐賀市で発生していたことから、佐賀市では、平成29年度に「交通事故“脱ワースト1”キャンペーン」を開始した。各取組の結果、同年の発生状況は、県がワーストを脱し、市も県を上回る減少率で人身交通事故を減らすことができた。

しかし、依然として厳しい交通情勢であったため、更なる交通事故減少を目指し、平成30年度も引き続き「交通事故“脱ワーストレベル”キャンペーン」に名称を改め、年度を通して各種取組を実施している。

2 期間

平成30年4月19日から平成31年3月31日

3 実施主体

佐賀市交通対策協議会・佐賀南警察署・佐賀北警察署・
佐賀南地区交通安全協会・佐賀北地区交通安全協会・佐賀市



【キャンペーンスタート式 (4/19)】

4 取組項目

① 追突事故の防止 ※H29、H30ともに約45%を占める。

* 追突事故防止のための「みつつの3」運動の推進

- ・ 3秒間の車間距離の確保
- ・ 3秒・30メートルルール（早めの方向指示）の徹底
- ・ 3分前の出発



【前をみよ作戦の様子】

* 「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」の強化

日時 毎月第4週目の水曜日の朝7時半～8時半

場所 佐大南交差点、佐賀北警察署前交差点

参加者 警察、交通安全協会、交通対策協議会、高齢者交通安全モデル地区（高木瀬・本庄）

内容 交差点において、追突事故防止を呼びかけるのぼり旗やハンドプレートを掲示する。

※9月から12月は月2回実施。

* 100名の「追突事故ゼロ 前をみよ作戦」

日時 9月28日（金）午前7時45分から30分間

場所 佐賀支庁舎西側の歩道

参加者 佐賀市市民生活部職員約100名、
佐賀南警察署員、佐賀北警察署員

内容 参加者が車道を挟んで歩道に一列に並び、
追突事故防止を呼びかけるのぼり旗やハンドプレートを掲示した。



【職員による前をみよ作戦の様子】

*** 追突事故防止マグネットステッカーの配布**

平成29年度に作成し、関係機関へ配布していたマグネットステッカーを市役所の窓口等に設置し、無料配布している。



【マグネットステッカーデザイン】

② 自転車の街頭指導の強化

- ・自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上に向けた啓発を図るため、自転車の街頭指導を強化する。
- ※5月は早朝、10月は夕方に街頭指導を実施。



【自転車街頭指導（5月）】

③ 高齢者事故対策の強化

- ・運転免許証の自主返納推進
 - ※市報、ホームページ、ラジオにおいて高齢者に便利な交通サービスを紹介
- ・反射材着用などの交通安全行動を啓発する。
 - ※各種キャンペーンでの啓発チラシ・用品配布
 - ※高齢者交通安全モデル地区の交通安全指導者と連携しての校区高齢者への啓発用品配布

④ 「交通安全市民大会」の開催

- ・佐賀市民総ぐるみでワーストレベル脱却を目指すため、2月9日の10時からメートプラザ佐賀の多目的ホールで交通安全市民大会を開催した。
- ※内容
 - 吹奏楽部演奏・テレマティクス機器貸与式・交通安全メッセージカード授与式・交通安全子ども優秀作品表彰式・優秀作文の朗読・ワーストレベル脱却宣言



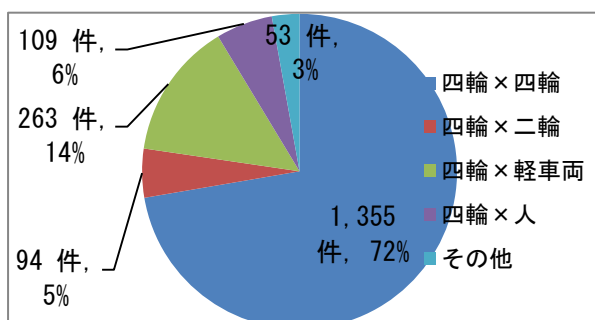
【交通安全市民大会】

【参考】○平成30年中の佐賀市内人身交通事故発生状況等

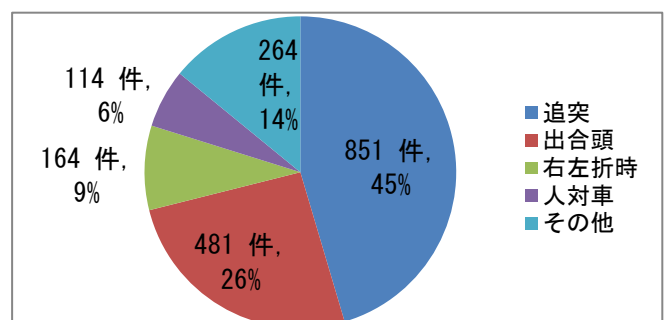
① 佐賀市内交通事故多発交差点

1位 卸本町交差点	9件（追突5、出合頭2、右折時1、左折時1）
2位 佐賀北警察署前交差点	8件（追突3、出合頭2、左折時1、横断中1、その他1）
2位 森田交差点	8件（追突3、右折時3、左折時1、その他1）
4位 堀江南交差点	7件（追突4、出合頭2、その他1）

② 事故形態別発生状況



③ 事故類型別発生状況





佐賀南署管内の交通事故



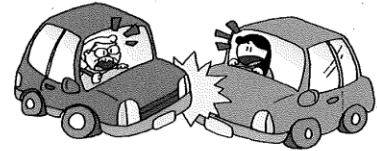
1 県内・佐賀市内の交通事故発生状況

	佐賀市内			佐賀県内
	佐賀南署管内	佐賀北署管内		
人身事故件数	1,874	875	999	5,725
(前年比)	-411	-223	-188	-1,040
死者数	11	6	5	30
(前年比)	+6	+2	+4	-6
負傷者数	2,417	1,121	1,296	7,542
(前年比)	-543	-256	-287	-1,390
追突事故	851	404	447	2,696
(割合%)	45.4	46.2	44.7	47.1
高齢者が関係した事故	650	306	344	2,005
(割合%)	34.7	35.0	34.4	35.0
自転車事故	274	131	143	557
(割合%)	14.6	15.0	14.3	9.7

2 旧市町村別発生状況(管内)

平成30年中

	発生件数		死者数		負傷者数	
	件数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
旧佐賀市(南署管内)	697	-150	2	-1	896	-146
旧東与賀町	20	-7	0	+0	27	-16
旧久保田町	42	-18	1	+1	48	-26
旧諸富町	54	-24	1	+1	67	-36
旧川副町	62	-24	2	+1	83	-32
合計	875	-223	6	+2	1,121	-256



3 校区別発生状況(管内)

(人身事故)	発生	死者	傷者
勸興	68	0	86
循誘	86	0	120
日新	62	2	77
赤松	64	0	83
西与賀	50	0	59
嘉瀬	53	0	72
巨勢	65	0	81
北川副	84	0	103
本庄	114	0	145
芙蓉	6	0	7
新栄	45	0	63
東与賀	20	0	27
思斉	42	1	48
諸富北	22	0	27
諸富南	32	1	40
中川副	17	0	27
大詫間	0	0	0
南川副	16	0	16
西川副	29	2	40
合計	875	6	1,121

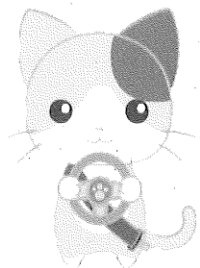
4 佐賀市内の死亡事故

発生日時	発生場所	事故形態(死者)
2月11日 7:00	佐賀市川副町大字南里	軽四輪乗用自動車×歩行者(78歳・女性、41歳・男性)
3月2日 18:38	佐賀市長瀬町	普通乗用自動車×歩行者(82歳・女性)
4月10日 12:20	佐賀市三瀬村杠	普通乗用自動車(50歳・男性)×中型貨物自動車
4月22日 11:42	佐賀市富士町大字麻那古	軽四輪乗用自動車×大型自動二輪車(57歳・男性)
5月12日 19:27	佐賀市諸富町大字山領	普通自動二輪車(21歳・男性)×普通乗用自動車
6月7日 3:05	佐賀市久保田町大字久富	大型貨物自動車×歩行者(82歳・男性)
7月12日 9:40	佐賀市大和町大字梅野	小型特殊自動車(83歳・男性)単独事故
8月17日 11:09	佐賀市大和町大字東山田	軽四輪乗用自動車×歩行者(85歳・女性)
8月20日 15:32	佐賀市兵庫町大字藤木	普通貨物自動車×自転車(4歳・男児)
12月4日 3:21	佐賀市下田町	原動機付自転車(55歳・男性)単独事故

5 お知らせ

佐賀市内の交通死亡事故

平成30年中に佐賀市内で発生した死亡事故件数は10件、死者数は11人でした。
死者11人のうち、高齢者は5人で45.5%を占めています。
高齢死者5人のうち、歩行中が4人、小型特殊車乗車中が1人となっています。



「やめよう！
佐賀のよかろうもん運転」

佐賀南警察署



佐賀北署管内の交通事故



1 県内・佐賀市内の交通事故発生状況

	佐賀市内			佐賀県内
	佐賀南署管内	佐賀北署管内		
人身事故件数	1,874	875	999	5725
(前年比)	-411	-223	-188	-1040
死者数	11	6	5	30
(前年比)	6	2	4	-6
負傷者数	2,417	1,121	1,296	7,542
(前年比)	-543	-256	-287	-1,390
追突事故	851	404	447	2,696
(割合%)	45.4	46.2	44.7	47.1
高齢者が関係した事故	650	306	344	2,005
(割合%)	34.7	35.0	34.4	35.0
自転車事故	274	131	143	557
(割合%)	14.6	15.0	14.3	9.7
物損事故件数	6,895	3,230	3,665	21,023
(前年比)	359	295	64	1,002

2 旧市町村別発生状況

平成30年中

	発生件数		死者数		負傷者数	
	件数	前年比	人数	前年比	人数	前年比
旧佐賀市(北署管内)	824	-122	1	±0	1,046	-205
旧大和町	139	-62	2	2	202	-67
旧富士町	21	-4	1	1	23	-19
旧三瀬村	15	±0	1	1	25	4
合計	999	-188	5	4	1,296	-287



3 校区別発生状況

(人身事故)	発生	死者	傷者
勸興	8	0	9
神野	115	0	155
兵庫	206	1	259
高木瀬	129	0	163
鍋島	124	0	154
金立	36	0	41
久保泉	30	0	41
若楠	86	0	107
開成	90	0	117
春日	65	0	96
春日北	23	0	30
川上	44	1	64
松梅	8	1	13
富士	13	0	14
北山	5	1	5
北山東部	2	0	3
三瀬	15	1	25
その他	0	0	0

4 佐賀市内の死亡事故

発生日時	発生場所(道路名)	事故形態(死者)
2月11日 7:00	佐賀市川副町	軽四輪乗用自動車×歩行者(78歳・女性)×歩行者(41歳・男性)
3月2日 18:38	佐賀市長瀬町	普通乗用自動車×歩行者(82歳・女性)
4月10日 12:20	佐賀市三瀬村	普通乗用自動車(50歳・男性)×中型貨物自動車
4月22日 11:42	佐賀市富士町	軽四輪乗用自動車×大型自動二輪車(57歳・男性)
5月12日 19:27	佐賀市諸富町	普通自動二輪車(21歳・男性)×普通乗用自動車
6月7日 3:05	佐賀市久保田町	大型貨物自動車×歩行者(82歳・男性)
7月12日 9:40	佐賀市大和町	小型特殊自動車の単独(83歳・男性)
8月17日 11:09	佐賀市大和町	軽四輪乗用自動車×歩行者(85歳・女性)
8月20日 15:32	佐賀市兵庫町	普通貨物自動車×自転車(4歳・男性)
12月4日 3:21	佐賀市下田町	原動機付自転車の単独(55歳・男性)

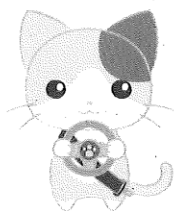
5 佐賀北署からのお知らせ

佐賀市内の交通死亡事故

平成30年中、佐賀市内で10件の交通死亡事故が発生しました。10件のうち、高齢者が関係する事故は5件で、死亡事故の5割を占めています。

高齢者が関係する事故の5件は、車両降車中の事故が1件、歩行中の事故が4件となっています。

道路を横断する際は、左右の安全確認を必ず行い、横断歩道を渡りましょう。



「やめよう！佐賀の「よからうもん運動」

佐賀県交通安全キャラクター
マニャー

佐賀北警察署

交通事故発生状況

平成30年12月末

	佐賀市内			佐賀県内
		佐賀南署管内	佐賀北署管内	
人身事故件数	1,874	875	999	5,725
(前年比件数)	-411	-223	-188	-1,040
(増減率%)	-18.0	-20.3	-15.8	-15.4
死者数	11	6	5	30
(前年比件数)	6	2	4	-6
追突事故件数	851	404	447	2,696
(全事故に占める追突事故の割合%)	45.4	46.2	44.7	47.1
高齢者が関係した事故件数	650	306	344	2,005
(全事故に占める高齢者事故の割合%)	34.7	35.0	34.4	35.0
自転車事故件数	274	131	143	557
(全事故に占める自転車事故の割合%)	14.6	15.0	14.3	9.7

※昨年の佐賀市で発生した死亡事故の多くが、見通しの良い直線道路等である。

都道府県別人口10万人あたりの人身交通事故発生状況

平成30年12月末

交通事故発生率(件) ※県名右側()内の数字は ワーストランキング	佐賀県(2)	静岡県(1)	宮崎県(3)	群馬県(4)
	694.8	772.8	683.7	667.7
佐賀県との比較	-	78.00	-11.10	-27.10
	(参考)H29年12月末の差	1.97	-59.48	-170.74

注) 算出に用いた人口は、総務省統計資料「人口推計」(平成29年10月1日現在)による。

平成30年12月末 交通事故発生状況市町別ランキング

(県警本部資料)

発 生 率 順 位	順位計	算出項目 市町	場所的項目(発生場所別)								人的項目(県内で発生した人身事故の当事者居住地別)									
			①		②		③		④		①		②		③		④		⑤	
			人身事故件数				死亡事故件数				人身事故の第1当事者数		死亡事故の第1当事者数		第1当事者の法令違反件数		四輪乗車中死傷者のシートベルト非着用率		高齢者の第1当事者数	
			人口1万人当たり		車両千台当たり		道路延長1キロ当たり		人口1万人当たり		人口1万人当たり		人口1万人当たり		人口1万人当たり		非着用率		高齢者人口1万人当たり	
件数	(順位)	件数	(順位)	件数	(順位)	件数	(順位)	件数	(順位)	件数	(順位)	件数	(順位)	件数	(順位)	非着用率	(順位)	件数	(順位)	
1	23	大町町	82.4	4	10.1	3	0.91	1	1.53	1	65.6	5	1.53	1	10.7	1	13.3%	1	52.3	6
2	44	小城市	87.0	2	9.5	5	0.87	3	0.46	5	75.1	1	0.46	2	8.2	3	2.8%	18	54.7	5
3	46	佐賀市	79.7	5	9.7	4	0.89	2	0.43	6	66.5	3	0.13	7	7.4	4	4.6%	11	56.7	4
4	57	神埼市	95.5	1	10.3	2	0.51	9	0.96	3	72.9	2	0.00	9	5.4	11	3.4%	17	57.3	3
5	61	吉野ヶ里町	86.9	3	10.6	1	0.81	4	0.00	10	57.5	8	0.00	9	6.1	6	1.6%	19	69.2	1
6	69	白石町	60.8	11	6.0	15	0.29	16	1.29	2	56.5	9	0.43	3	6.9	5	6.0%	6	60.9	2
7	72	武雄市	65.8	9	7.1	9	0.43	11	0.21	8	58.0	7	0.21	5	6.0	7	5.4%	8	49.4	8
8	79	鹿島市	58.9	12	6.4	13	0.42	12	0.34	7	60.3	6	0.34	4	4.8	13	7.8%	5	50.4	7
8	79	江北町	78.0	6	8.7	7	0.66	6	0.00	10	50.6	13	0.00	9	8.4	2	5.1%	9	22.5	17
10	93	唐津市	55.0	14	6.4	12	0.36	13	0.50	4	52.9	11	0.08	8	5.7	8	4.4%	12	43.7	11
11	95	みやき町	71.2	8	7.7	8	0.55	8	0.00	10	55.3	10	0.00	9	5.6	10	3.8%	16	32.2	16
12	98	鳥栖市	72.5	7	9.4	6	0.78	5	0.00	10	36.3	18	0.00	9	3.1	16	4.3%	13	36.0	14
13	99	伊万里市	58.5	13	6.6	11	0.28	17	0.18	9	48.6	15	0.18	6	3.7	15	8.1%	3	44.7	10
14	105	多久市	53.2	15	5.5	17	0.26	18	0.00	10	66.3	4	0.00	9	5.2	12	5.9%	7	38.1	13
15	109	嬉野市	45.2	18	5.0	18	0.31	14	0.00	10	50.5	14	0.00	9	5.6	9	8.2%	2	34.7	15
16	113	有田町	52.1	16	6.0	14	0.30	15	0.00	10	42.0	16	0.00	9	2.5	17	8.0%	4	39.6	12
17	121	上峰町	63.0	10	7.1	10	0.61	7	0.00	10	39.5	17	0.00	9	2.1	19	0.0%	20	17.4	19
18	128	基山町	45.4	17	5.8	16	0.49	10	0.00	10	23.6	19	0.00	9	4.6	14	3.9%	15	21.7	18
19	129	太良町	42.9	19	4.2	19	0.13	19	0.00	10	52.4	12	0.00	9	2.4	18	4.1%	14	48.2	9
20	149	玄海町	23.1	20	2.2	20	0.08	20	0.00	10	23.1	20	0.00	9	1.8	20	5.0%	10	5.9	20

※人的項目③の法令違反については、信号無視、横断自転車妨害、横断歩行者妨害、一時不停止の4種類

※順位計は各順位数の合計で、発生率順位は順位計が少ない市町順

(注) 算出に用いた人口は、佐賀県人口移動調査報告書(平成29年10月1日現在)による。

(4) 消費者トラブルの防止に向けて

～消費者被害の減少を目指して～

●現在の状況

消費者（市民）を取り巻く環境は、高齢化の進行、高度情報通信社会の進展などにより、絶え間なく変化し、それに伴って消費者トラブルや消費者被害の内容等も変化している。また、商品・サービスの多様化・複雑化を背景に、依然として、消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力の格差が存在している。

全国的にも、高齢者や障害者などの社会的弱者を狙った悪質商法、食品表示の偽装などによる消費者被害は跡を絶たず、本市においても、消費生活の安定を確保するため消費者行政の更なる充実が必要である。

1 消費者啓発

消費者トラブルの未然防止、被害縮小には、市民の消費者として十分な知識を保有することが重要である。このため、消費生活に関する一般的な知識、消費者トラブルに関する知識、その対応方法（相談窓口であるセンターの周知を含む。）など様々な情報を多様な方法により啓発する。

(1) 出前講座の実施

消費者被害の防止のため、悪質商法の情報提供やトラブルがあった場合の対応を高齢者や一般住民に啓発する講座を実施。出前講座事業の啓発

【平成30年度団体別実施回数】

	平成30年度（平成30年1月末）		（参考）平成29年度	
	回数	参加者数（人）	回数	参加者数（人）
高齢者	30	896	35	823
一般	8	257	15	527
学校等	4	150	3	379
合計	42	1,303	53	1,729

・出前講座の啓発

小中学校 校長・園所長会への申し入れ

老人クラブへの紹介（2回）

（出前講座）佐賀市で作成した資料を基に消費者被害に関する注意喚起の内容で講話

トラブル防止パンフレット、悪質業者訪問お断りシール、啓発グッズの配布

(2) 消費生活講座の実施

消費生活に関する知識を幅広く習得し、消費者として適切な行動がとれるよう、一般住民向けの講座を実施。また、佐賀大学との連携事業による公開講座を実施。

- ・おもしろ雑学講座（小学生向け） …… 3 講座
- ・おもしろ雑学講座（大人向け） …… 2 講座
- ・佐賀大学連携講座 …… 7 講座

(3) 消費生活サポーター制度の導入

消費生活に関する情報を取得し、家族や近所の方など身近な人への啓発を可能とする消費生活サポーターを育成する。（平成30年度新規事業）

- ・登録者32名（一般公募）
- ・消費生活サポーター養成講座 …… 9 講座
（うち 前掲佐賀大学連携講座 4 講座）
- ・消費生活サポーターフォローアップ講座 …… 3 講座
（兼 前掲佐賀大学連携講座 3 講座）

(4) 学校啓発

将来的な社会生活を営むために必要な力を若年のうちから身に付けるなど若年者の消費者教育は重要であり、また、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じて体系的に行われることが重要であり、ライフステージ毎の学習目標の活用を図る。

ア 小中学校

- ・出前講座事業の啓発
- ・啓発パンフレット配布
インターネットトラブル防止（市内全中学校 卒業前）

イ 高校

- ・出前講座
若年消費者教育（4 講座）…前掲

ウ 短大・大学

- ・啓発パンフレット配布
若年消費者トラブル防止（市内短大・大学3校 入学時）

(5) 一般啓発

ア 市報や佐賀市ホームページによる啓発

相談窓口紹介（毎月）、注意喚起情報掲載（随時）

イ 市営バス内ポスター掲示

相談窓口である消費生活センターの紹介（通年）

ウ ラジオ放送

消費者団体及びセンター紹介（年間計10回）

エ イベント等

- ・消費生活フェア

消費者団体、NPO法人、関係機関等と連携した消費生活情報の啓発

- ・消費者月間

啓発キャンペーンの実施

2 消費者保護

消費者としての市民の安全を確保するため、消費者トラブルに係る相談を受け、被害の予防、回避、縮小を図る身近な場として、相談窓口を設ける。

(1) 消費生活相談

市民からの消費生活に関わる相談を受け、必要に応じて、消費者と事業者の交渉に関する支援を行う。消費者が事業者と自主交渉するための助言や、必要に応じて、消費者と事業者の交渉支援、問題解決に向けた「あっせん」などを実施。

●消費生活相談受付状況（※ 平成30年度は、平成31年1月末現在）

年 度	件 数
平成26年度	1, 533
平成27年度	1, 493
平成28年度	1, 402
平成29年度	1, 557
平成30年度 ※	1, 253

(2) 無料弁護士相談の実施

消費生活相談において、絶え間なく変動する社会情勢の中、複雑化する消費者問題において、法的解決が必要な場合に対応するため、無料の法律相談窓口を設置している。

- ・昼間 第1～4水曜日（14：00～16：00）
- ・夜間 第3木曜日（18：00～20：00）

(3) 他部局や機関への情報提供及び連携

地域における関係団体などによる契約弱者等の見守りに係る資料提供

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・居宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター（おたっしや本舗）
- ・相談支援事業所・・・障害福祉サービス
- ・佐賀市社会福祉協議会
- ・佐賀県社会福祉士会

(参考) 相談件数内訳

●年齢ごとの内訳

年齢	平成30年度（平成30年1月末）		（参考）平成29年度	
	件数	割合（%）	件数	割合（%）
10歳未満	2	0.2%	0	0.0%
10歳代	24	1.9%	8	0.5%
20歳代	102	8.1%	95	6.1%
30歳代	98	7.8%	144	9.2%
40歳代	145	11.6%	230	14.8%
50歳代	186	14.8%	324	20.8%
60歳代	255	20.4%	351	22.5%
70歳代	239	19.1%	205	13.2%
80歳代	121	9.7%	97	6.2%
80歳以上	5	0.4%	9	0.6%
不明	76	6.1%	94	6.0%
合計	1,253		1,557	

●相談内容ごとの順位

順位	平成30年度（平成30年1月末）			（参考）平成29年度		
	相談内容	件数	割合	相談内容	件数	割合
1	多重債務	141	11.3%	デジタルコンテンツ	273	17.5%
2	デジタルコンテンツ	139	11.1%	多重債務	166	10.7%
3	健康食品	56	4.5%	不動産賃貸借	57	3.7%
4	不動産賃貸借	52	4.2%	リフォーム工事	56	3.6%
5	インターネット回線契約	48	3.8%	役務その他（結婚相談所、祈祷等）	48	3.1%
	上記外	817	65.2%	上記外	957	61.5%
	合計	1,253		合計	1,557	

※デジタルコンテンツ

インターネット上の、オンラインゲーム、情報サイトやアダルトサイトの利用料に関する相談や、登録していないサイトの利用料の請求（架空不当請求）に関する相談が該当。